

特許製品の販売 / ライセンス供与における抱き合わせ - 市場支配力の推定

知識経済社会における知的財産の重要性が増し、権利保護が強化されるに伴って、権利の濫用 / 手続きの濫用といった弊害も顕在化してきました(たとえば『米産業界を揺るがす(?)「パテント・トロール」 - ドットコム・ブーム / 崩壊がもたらした新種の特許権者達』当社発行 “I.P.R.” Vol. 19 No.2 2005年2月号参照)。

そこで、「知財保護強化」と「公正な競争の維持」とのバランスが、知識経済社会におけるもう一方の重要政策として再浮上してきたのです。米国では、関係当事者との広範なヒアリングを経て、2003年10月にFTC(連邦取引委員会)が『イノベーション促進に向けて - 競争政策と特許政策の適切なバランスを図る (To Promote Innovation: The Proper Balance of Competition and Patent Law and Policy)』と題する政策・立法提言レポートを発表。現在の立法論議の基礎となっています。また、諸外国からの圧力もあり保護強化一辺倒に見えた中国でも、昨年7月に改正された対外貿易法などでは、ライセンス契約における権利濫用(不爭義務、パッケージ・ライセンス、グラントバック)を明文規定しています(対外貿易法第30条)。

ということで今回は、特許対象製品(プリントヘッド)の販売やライセンス供与に際し、非特許製品(インク)の購入を条件づける行為への反トラスト法適用が争点となった米国の事例をご紹介します (Independent Ink, Inc. v. Illinois Tool Works, Inc. and Trident, Inc., Fed. Cir., 1/25/2005)。

* 事例紹介に先立ち、今回問題となったシャーマン法 (Sherman Act: 米反トラスト法を構成する諸法のうちの代表的な法律) 第1条、第2条について、簡単に説明しておきます。

シャーマン法第1条 --- 「取引または商業を制限するすべての契約、トラストその他の形態による結合または共謀は、これを違法とする」

- * 2社以上の共同行為を対象とする
- * 裁判上の解釈 - 違法となるのは、あくまで競争を脅かす「**不当な制限** (unreasonable restriction)」

シャーマン法第2条 --- 「取引または商業のいかなる部分をも、独占し、独占を企てる…」ことを禁ずる

- * 単一企業による行為
- * 裁判上の解釈 - 企業が独占力をもち、あるいはもとうとすること自体は必ずしも違法ではない。「不当な手段(unreasonable methods)」を用いてこれを達成しようとした場合にのみ違法となる。

(参考: "Promoting Competition, Protecting Consumers: A Plain English Guide to Antitrust Laws"
FTC ホームページ <http://www.ftc.gov/>)

Independent Ink, Inc. v. Illinois Tool Works, Inc. and Trident, Inc., (Fed. Cir., 1/25/2005)

[背景事実] *以下、なるべく文字を省略して紹介します

1. 当事者および対象製品 / 技術等

被告 Trident, Inc. (「トライデント」) - 被告 Illinois Tool Works, Inc. (「ITW」) の 100% 子会社。プリントヘッドを製造しており、プリントヘッド技術に関する特許 (5,343,226 号) を保有。さらにこのプリントヘッドに用いるインクも製造している。

訴外プリンタメーカー (「OEMs」) - トライデントのプリントヘッド技術を利用してプリンタを製造。

訴外エンドユーザー - 各種消費財メーカー。プリンタでカートンにバーコードを印刷する。

・バーコード印刷用インクジェット装置 - 多量のインクを消費する。インクを容器からプリントヘッドへ移動する際、一方向へ圧力をかけてインクをプリントヘッドへ。圧力が解除された際にインクの逆流が発生しないようにする必要がある。トライデントの特許技術は、ハンドポンプを用いてこの問題を単純かつ低コストで解決するもの。

・トライデントが OEMs と締結していたライセンス契約...抱き合わせ契約

「トライデントが供給するインクおよびインクサプライ・システムと組み合わせて使用する (購入する場合) のみ、トライデントが供給する特許対象インクジェット印刷装置 / プrintヘッドを製造、使用および販売..... することができる」

注: 以下、「抱き合わせをする製品 (tying product)」「抱き合わせされた製品 (tied product)」という語が出てきますが、本件においては特許対象のプリントヘッドが“tying product”、購入を義務づけられたインクが“tied product”となります。

原告 Independent Ink, Inc. (「インディペンデント」) - トライデントと競合するインク・メーカー。トライデントのプリントヘッドに使用可能なインクを製造。

2. 訴訟手続き経緯

カリフォルニア中部地区連邦地裁

1998.8.14 提訴 - **インディペンデント** (原告) **トライデント, ITW** (被告)

- ・ 226 特許無効、非侵害の確認判決請求
- ・ シャーマン法 1 条、2 条違反主張 (違法な抱き合わせ、独占)

両当事者 - シャーマン法 1 条について略式判決 (summary judgment) 請求

トライデント - シャーマン法 2 条について略式判決請求

2002 地裁判決 - シャーマン法 1 条、2 条いずれについてもトライデント勝訴

判示： 特許による抱き合わせに対し反トラスト法違反が認められるためには、"市場支配力 (market power)" についての積極的な証明がなされなければならない。インディペンデントは、本件における "関連市場 (relevant market)" を定義づける積極的証拠も、関連市場におけるトライデントの支配力に関する積極証拠も提出していない。

その後、他の請求事項についてはすべて和解。

反トラスト法争点(シャーマン法 1 条、2 条)についてのみ、CAFC へ控訴。

2005.1.25 CAFC 判決 - シャーマン法第 1 条について原判決破棄・差し戻し

シャーマン法第 2 条について原判決確認

[判 旨]

1. シャーマン法第 1 条について

[検討事項] ・特許による抱き合わせは「当然違法 (illegal per se)」か否か、

・当該特許が、「抱き合わせをする製品」の関連市場において市場支配力をもたらすものであることを、積極的に証明する義務が原告にあるか否か。

[最高裁判断の変遷]

初期： 知財が絡むケースか否かにかかわらず抱き合わせに対して厳格に扱う

・Int'l Salt Co. v. United States (332 U.S. 392 (1947));

・Standard Oil Co. v. United States (337 U.S. 293 (1949))

「抱き合わせ取り決めは、ほとんど競争阻害以外の目的をもたない」

・Northern Pacific Railway Co. v. U.S. (356 U.S. 1 (1958))

その後： 知財(法定の知財 特許、著作権)が絡むか否かによって判断が変わる

特許、著作権が絡まないケース：「抱き合わせをする製品の市場において、被告が市場支配力を有する場合にのみ、抱き合わせ取り決めは違法となる」

・U.S. Steel Corp. v. Fortner Enterprises, Inc.(Fortner) (429 U.S. 610 (1977))

・Jefferson Parish Hospital District No.2 v. Hyde (466 U.S. 2 (1984))

・Eastman Kodak Co. v. Image Technical Services (504 U.S. 451 (1992)) - 「販売者が、抱き合わせをする製品の市場において相当の経済力(appreciable economic power)を有しており、かつ抱き合わせ行為により、抱き合わせされた製品 (tied product)の市場における取引に実質的影響を及ぼす場合に、当該抱き合わせ取り決めはシャーマン法 1 条の違反となる」

抱き合わせをする製品が特許対象もしくは著作権対象の場合：

・前出International Salt事件 (1947 年最高裁判決) ...被告は塩製品を利用するための機械について特許を保有。被告はこれらの機械をリースする際に「この機械が使うすべての塩 (特許対象でない)を購入すること」という条件をつけていた。最高裁は、「特許による反トラスト法適用除外の対象とならない塩の購入を、特許対象機械をリースする条件としたことにより、被告は塩市場の競争を阻害した」と判示。この際、特許による抱き合わせ取り決めが独占を達成する傾向があることは明らか、と指摘。

・United States v. Loew s, Inc. (37 U.S. 38 (1962)) - テレビ局へのライセンス供与に際し、人気のない映画と人気のある映画を抱き合わせた事件。International Salt事件に依拠。「抱き合わせをする製品が特許もしくは著作権対象である場合、市場支配力が(証明されるのではなく)推定される」「知的財産の絡む抱き合わせ事件において、違法性の基準は、販売者側が、抱き合わせされる製品の市場における自由競争を相当制限するだけの経済的力を、抱き合わせをする製品において有していることである。ここで、抱き合わせをする製品が特許対象もしくは著作権対象である場合、かかる経済力の存在が推定される」

・前出Fortner 事件(1977 年最高裁判決) - 「特許による抱き合わせの場合、市場支配力が推定される」

・前出Jefferson Parish事件(1984 年最高裁判決) - 「政府が販売者に特許もしくはそれに類する独占を認めたのであれば、その対象製品を他者から購入することが不可能になるという事実ゆえに、当該販売者に市場支配力があると推定することは公正といえる」

要するに、特許と著作権による抱き合わせは、他の抱き合わせのケースと異なり、市場支配力の積極的な証明を必要としないことを最高裁の一連の判例が明らかにしている。特に International Salt 事件と Loew 事件は、シャーマン法第 1 条違反の成立に必要な市場支配力が推定されることを明確にした。International Salt 事件と Loew 事件における最高裁判決が拘束力ある先例として有効であること、また特許による抱き合わせと他の抱き合わせケースが区別されることは、その後の最高裁判決においても追認されている。

当然、当裁判所(CAFC)も最高裁の先例に従わなければならない。いずれこの(特許、著作権による市場支配力の推定という)法理を廃止するときがくるかもしれない。しかし、この判断をするのは、当裁判所ではなく議会または最高裁なのである。

[本件への適用、判断]

- 市場支配力の推定 -

原告インディペンデントの主張： International Salt 事件他に基づけば、特許による抱き合わせはいかなる場合であれ「当然違法」であり、推定される市場支配力に対しては反証により覆すことができない。

当裁判所判断： この点について直接的に扱った最高裁判決が存在しない。判決の傍論から推量する必要がある。……特許は、関連市場について、特許対象製品自体に対する全米の市場と推定的に定義するとともに、かかる市場における支配力の推定を生じさせる。原告が特許による抱き合わせ取り決めの事実を立証した後は、市場支配力およびそれに伴う抱き合わせの違法性の推定を覆す立証責任は被告側に転換する。

- 推定への反証 -

地裁判断： 抱き合わせによる市場支配力が推定されたとしても、本件においてその推定は、以下の理由により覆された

- 1) 消費者(消費財メーカー)は、他の競争者がバーコード・プリンタを製造する前に自社製品にバーコードラベルを付すことが可能だったという事実に争いが無い。
 - 2) 各種のラベル印刷システムが被告のプリントヘッド・システムに適合しないことを原告が立証していない(被告に反論もしていない)。
 - 3) 少なくとも競合2社がクラフトペーパー上にバーコードを印刷できるプリントヘッドを設計している。市場参入への障壁(R&D や製造コストなど)は、競争者に断念させるほど高いものではなかった。
- * ある OEM 社長の証言： 顧客は、トライデントのプリントヘッド技術を用いる代わりにラベルを利用していた。ライバル2社が競合するプリントヘッドを販売していた。

当裁判所判断： 抱き合わせをする製品に競合する代替品の存在だけでは、特許製品の法的な、実際上は経済的な、卓越性をくずすには不十分。むしろ、市場の定義においては、製品と地域市場の詳細な検討が必要となる。市場支配力の推定は、需要の交差弾力性に関する専門家証言や信頼性ある経済上の証拠によってのみ、覆すことができる。

本件の記録には、特許による市場支配力の推定を覆すに足るだけの証拠も、(略式判決を不適切とするような)重要な事実に関する真正の争点も存在しない。

ゆえにシャーマン法第 1 条に関する地裁の略式判決を破棄する。ただし、原告の略式判決申し立てが、専ら市場支配力の推定は反証不可という理論に基づいていたため、反証を挙げて略式判決申し立てを提出する機会を原告に与えるために、本争点を地裁に差し戻す。

2. シャーマン法第 2 条について

[検討事項]

International Salt 事件も Loew 事件もシャーマン法第 2 条については扱っていない。シャーマン法第 2 条に基づく独占の請求が成立するためには、関連市場における独占力および意図的な独占力の獲得と維持が存在しなければならない。

独占の企てが成立するためには、被告が関連市場を独占する具体的意思およびかかる企てに「成功する危険性」が証明されなければならない。

第 2 条の事件においては、関連市場の定義および同市場における被告の独占力を検討することが要求される。

[本件への適用、判断]

原告が申し立てている独占は、抱き合わせされる製品(インク)に対するものであり、抱き合わせをする製品(プリントヘッド技術)に対するものではない。特許による抱き合わせの事件において、抱き合わせをする製品における市場支配力が、抱き合わせされる製品の市場に対して何らかの市場支配力を与える(これが独占もしくは独占の企てが成立するための要件)という推定は生じさせない。シャーマン法第 2 条の事件において、原告は、市場を定義し、その市場における被告の独占力を証明する責任を負う。本件地裁が認定したとおり、原告は、経済上の証拠で裏付けることもなく地域市場について結論的な申立てをしているに過ぎない。

ゆえに、シャーマン法第 2 条問題については、重要な事実に関する真正の争点が存在しないため、略式判決を認めた地裁命令を確認する。

判決原文は以下のサイトで

<http://www.ll.georgetown.edu/federal/judicial/fed/opinions/04opinions/04-1196.pdf>